

○多古町新規就農者収入保険加入補助金交付要綱

(令和6年3月26日告示第20号)

(目的)

第1条 この告示は、自然災害等による農業収入の減少に備え、千葉県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）に加入した新規就農者に対し、多古町補助金等交付規則(昭和39年多古町規則第1号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき、予算の範囲内において多古町新規就農者収入保険加入補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、農業経営の安定化及び就農後の定着を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 千葉県農業共済組合が取り扱う収入保険に加入している者
- (2) 町内に住所を有する個人又は町内に主たる事業所を有する法人
- (3) 就農してから5年以内の者
- (4) 町税等を滞納していない者
- (5) 多古町暴力団排除条例（平成24年多古町条例第4号）第2条の各号に規定する暴力団若しくは暴力団員等でない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、収入保険の保険料及び付加保険料とし、積立金は除く。

- 2 補助対象経費の保険期間は、毎年1月1日から12月31日の間に開始されるものとする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、3万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、多古町新規就農者収入保険加入補助金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収入保険に加入したことが分かる書類
- (2) 補助対象経費の支払金額を証する書類
- (3) 法人の場合は規約又は定款の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定及び交付額を確定し、その結果を多古町新規就農者収入保険加入補助金交付決定兼交付額確定(不交付決定)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定及び交付額の確定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助金の交付を請求するときは、多古町新規就農者収入保険加入補助金交付請求書(別記第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、多古町新規就農者収入保険加入補助金交付決定取消通知書(別記第4号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させようとするときは、多古町新規就農者収入保険加入補助金返還請求通知書(別記第5号様式)により、補助金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

多古町新規就農者収入保険加入補助金交付申請書兼実績報告書
[別紙参照]

第2号様式(第5条関係)

多古町新規就農者収入保険加入補助金交付決定兼交付額確定(不交付決定)通知書

[別紙参照]

第3号様式(第6条関係)

多古町新規就農者収入保険加入補助金交付請求書

[別紙参照]

第4号様式(第7条関係)

多古町新規就農者収入保険加入補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]

第5号様式(第8条関係)

多古町新規就農者収入保険加入補助金返還請求通知書

[別紙参照]